



《平成23年度版》

警報等の発令中の措置について

この措置は、1年を通じて変わりませんので、大切に保管してください。

市内14小学校については同様の措置ですが、他の校種（中学校など）においては対応が異なることもありますのでご留意ください。また、混乱が予想されるため、警報発令時の電話でのお問い合わせは原則としてご遠慮ください。

《警報発令時の対策》

午前7時の時点で、大阪府全域あるいは大東市

(1) 台風接近に伴い、

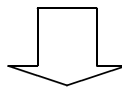
- 暴風警報
- 暴風〇〇警報
- 大雨警報
- 大雨〇〇警報

のいずれかが発令
されている場合

(2) 低気圧その他の接近に伴い、

- 暴風警報
- 暴風〇〇警報

のいずれかが発令
されている場合



◎自宅待機とします。◎給食中止（7時以降解除されても、給食はありません。）

午前9時に警報が解除された場合

○9時30分に集団登校集合場所に集まり、3・4時間目の用意をして、登校する。（給食なし）
※10時始業となります。

午前9時に警報が解除されていない場合

○臨時休校とします。



※留意点

東部大阪に発令と報道された場合は、大東市に発令されているのかどうかの確認が必要です。

（NHKでは、東部大阪（〇〇市、△△市）という報道）



※ 東部大阪とは＝大東・枚方・交野・寝屋川・四條畷・守口・門真・東大阪・八尾・柏原の各市です。